

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

日野町立南比都佐小学校

1. いじめの定義といじめ防止に向けての本校の基本姿勢

いじめとは、「当該児童等が、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、心身の苦痛を感じているもの」であり、「いじめはどこの学校・どの学級でも、どの子どもにも起こりうるもの」との認識をもつ必要がある。全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにするための指針としていじめ防止基本方針を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) 互いのよさを認め合い、安心して自分の力を発揮できる集団づくりを進めるとともに、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために様々な手段を講じるとともに、児童理解に努める。
- (4) いじめの早期解決のために組織的な対応を行い、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と連携をもち、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力し、適切な指導と支援を行う。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、日野町から派遣される職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。委員会は、次の役割を担う。

- (1) 未然防止の推進など、学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施
 - ・計画的に進んでいるかのチェック
 - ・各取組の有効性の検証
 - ・学校基本方針の見直し
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
 - ・教職員の資質能力向上のための校内研修
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・生徒指導だよりの発行や学校評価アンケートの実施
- (4) 個別面談や相談窓口の集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- (6) 発見されたいじめ事案への対応
- (7) 構成員の決定
- (8) 重大事案への対応

3. いじめの未然防止のための取組

いじめ未然防止のためには本校の学校教育目標である「自分が好き、友達が好き、学校が好き、南比がすき」と言える児童を育てていくことが肝要である。そのためには、児童がめあてを達成できた、みんなに認めてもらえている、人の役に立っているという実感がもてることが大切であり、自己肯定感を高めていく取組を行っていくとともに、一人ひとりの個性を大事にできる仲間づくり、自分の居場所があり活躍する場がある学級・学校づくりを推進していく。

そこで、いじめのない明るく楽しい誰もが行きたくなる学校をめざして、以下の取組を行う。

(1) 認め合い、学び合い、高め合う学級づくり

- ・学級の取組や学校行事を通じて、安心して自分の力を発揮でき、友達のよさを発見できる学級づくりに努める。

(2) わかる、つかえる、創り出す授業づくり

- ・一人ひとりの考えが活かされて問題が解決できる授業づくりに努める。
- ・主体的に探求し、自らの学習課題を解決・実現できるための支援を行う。
- ・学力を高めるため授業改善・朝学習の充実・名文暗唱・音読・ノート指導の充実を図る。

(3) 幅広い考え方を育てる読書活動の推進

- ・豊かな考え方を育むための読書活動と学校司書と連携し、学年に応じた質の高い本との出会いをめざした取組を充実していく。

(4) 生き方を学ぶ道徳教育の推進

- ・自覚を深めるための授業改善、道徳教材の充実、地域の人々の参画を進める。

(5) 人権尊重の精神を育てる人権教育の推進

- ・自尊感情を高め、豊かな感性と人権感覚を育む取組を実施する。
- ・南比小人権宣言と学級人権標語を活用し、人権意識を高める。

(6) 自己実現が図られる生徒指導の推進

- ・自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場のキーワードを大切にした積極的な生徒指導の取組を実施する。
- ・生活目標の実現が図られるための個々への支援を行う。

(7) 人との関わりを大切にする異学年との交流の推進

- ・つながりを大切にするたてわり活動、たてわり遊び、たてわり給食の充実を図る。

(8) 子どもが主役となる特別活動の推進

- ・児童の主体的に学校を楽しくよりよいものにしていくための委員会活動の充実を図る。

(9) 人との関わりの中で思いやりの心を育てる活動の推進

- ・豊かな感性と思いやりの心を養うため特別養護施設「ほまれの松」や保育園・幼稚園との交流学习、「日野菜」「学林」など体験活動を通じたふるさと学習を年間通して行う。

(10) 保護者・PTA、地域との連携の推進

- ・PTAや地域との連携によるあいさつ運動を推進する。
- ・いじめアクションプランをPTA総会や学級懇談会等で説明する。

4. いじめの早期発見のための取組（いじめの兆候を見逃さないための手立て）

いじめを早期発見するために、次の手段を講じる。

(1) 教育的愛情をもった児童理解

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行う。
- ・児童の小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身につけるための研修を行う。

(2) きめ細やかな実態把握

- ・友達との関係を知るために、アセスやこころのふれあいアンケートを学期に1回実施する。
- ・教室で子どもを迎え、話を聞いたり、様子を把握したりする。

(3) 教育相談の実施

- ・いじめをはじめとする児童の悩みを把握するために学期に1回教育相談週間を設定し、個々の児童から聞き取りをする。

(4) 情報を共有できる場の設定

- ・児童の様子を交流し、取組を充実するための機会（職員研修会、子どもを語る会、職員会議）を計画的に設置する。

(5) 「報告、連絡、相談」の徹底

- ・全教職員が、小さなことでも「報告・連絡・相談」する習慣をつけ、速やかに情報を共有できるようにする。

5. いじめの早期解決に向けての取組（発見したいじめに対する対処）

いじめの早期解決のために、以下のことに留意し、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモし、教職員だれもがいつでも情報を共有できるようにする。

(2) 問題解決に向けたチームを組織し、指導・支援体制を組む。

(3) 被害児童のケア、加害児童の指導、学級での指導、保護者への説明等についてチーム

で検討し、対応の方針を出して、対応に当たる。

(4) 教育委員会への連絡を行うとともに、関係機関と連携を取りながらいじめの早期解決、および事後のケアに取り組む。

(5) その後の児童の様子や経過を見ながら、再発防止に努める。

＊いじめ発生時の対応マニュアルは、別紙を参照

6. 教育委員会や関係機関との連携

(1) 日頃から教育委員会や各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した場合は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決に取り組む。

(2) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

7. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8. 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を教育委員会に報告する。また、保護者アンケートを実施し、その結果を公表する。

令和7年度 我が校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

日野町立南比都佐小学校

目指す学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校

子どものアクション

***いじめのない明るく楽しい学校・学級作りを進める。**

・帰りの会での「友だちのよいところ見つけ」等を行う。

・学級遊び・縦割り遊びの展開

・人権週間での各学級での取り組み

***児童会によるいじめ根絶運動**

・児童会を中心にした根絶への展開

・校内放送での発表

・挨拶運動の展開

・ふわふわ言葉の展開

家庭や地域と連携したアクション

***PTA 総会や地区懇談会での説明**

***地域の民生児童委員等との協議会の実施**

***保護者・地域住民による登下校の見守り、あいさつ・言葉かけ運動**

***地域行事・公民館活動への積極的参加による人間関係づくり**

教職員のアクション

***いじめを絶対に許さない学校作りに向けての共通理解・共通実践を進める。**

・「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す」ことを宣言する。

・いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための積極的な研修を行う。

***子どもの SOS を見逃さない（早期発見・早期対応・早期解決）。**

・休み時間・昼食時において子どもとのふれあい、信頼関係の構築に努める。

・朝、下校後、教室の整理整頓をする。（持ち物、落書き等、小さな変化を見逃さない。）

・「学校全体で子どもを教育する」組織的な教育体制を充実させる。

***いじめがあることを前提に主体的にいじめを掘り起こす。**

・いじめの項目を含むアンケートの実施による現状把握。学校全体での子どもの情報交流。

・「いじめの疑いがある事案」に組織的に取り組む。

***保護者・地域・関係機関との連携を密にする。**

・日常より保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

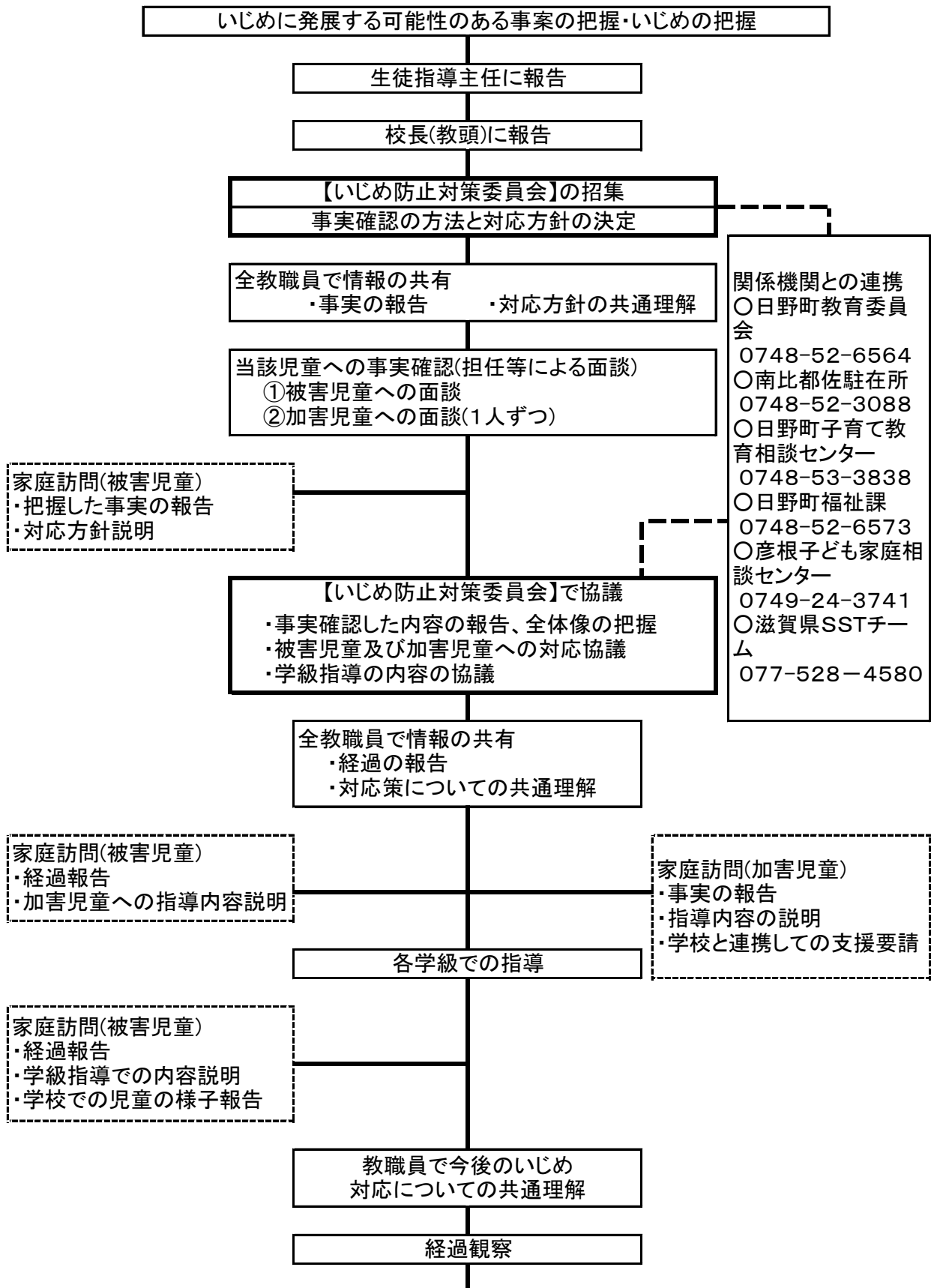
・生徒指導主任を窓口とし、関係機関・地域との連携・協力を図る。

現状

・規範意識も高く、学級集団として高まりがある。

・真面目で粘り強くがんばれる一方で、受け身な姿勢でいることにより、友だち関係作りにも弱さが見られる。

いじめ発生時の対応マニュアル



校内生活のきまり

令和7年4月1日

みなみひづさしょうがっこう
南比都佐小学校

「校内生活のきまり」は、全校のみなさんが学校で生活をしていくための約束です。細かい約束ですが、楽しく、けじめのある学校生活を送るためにとても大切なものです。おたがいに声をかけ合って、「校内生活のきまり」を守っていきましょう。



1 登下校時の約束

☆集団登校で8時頃に学校に着くように来ます。休むときや遅れるときは、学校と班長さんに連絡をします。8時20分には授業の準備をして学習が始められるようにします。

☆黄帽をかぶります。

☆一列か二列で登校します。広がらないように気をつけます。雨の日は一列で登校します。

☆登下校途中、出会った方に気持ちのよいあいさつをしましょう。

☆登校後は、すぐに教室に入り、あいさつをして名札を付け、荷物の整理をします。できた人は外で遊んでもかまいません。

☆決まった時刻に字別（学年）集団下校をします。

☆特別な理由がない限り、歩いて帰ります。

☆お迎えのある人は、必ずおうちの人から連絡帳に書いてもらいます。



2 服装などについての約束

☆服装は、学校生活にふさわしく活動しやすい服装にしましょう。

☆登校時に着てきた上着は、オープンスペースのハンガーに掛けます。

☆校内では名札をつけます。（学校に来てから名札をつけ、帰るときにはずします。）

☆髪の毛を染めたり、マニキュアをぬったりすることは禁止です。

3 持ち物などについての約束

☆学校に関係のないものは、持って来ません。

☆シャープペンシルは持って来ません。

☆持ち物には、すべて名前を書いておきます。

☆カバンにつけてもよいアクセサリは自分のランリュックを見分けるための一つまでとします。（お守りもふくめます）

☆水筒を持って来ます。衛生面から回し飲みは禁止です。

☆筆箱にアクセサリはつけません。（学習のさまたげになります）

5, 6年生

は赤ボール
ペン可。

ふてばこの中

えんぴつ5, 6本

赤えんぴつ 名前ペン

消しゴム （じょうぎ）



4 体^{たい}そ^{ふく}う^{やくそく}服^きについての約束

☆学校指定^{がっこうしてい}の体^{たい}そ^{ふく}う^き服^きを着^きます。

☆アンダーシャツ^きを着^きたり、タイツ^はを履^はいたりしません。

(体^{たい}調^{ちよう}や必要^{ひつよう}に応じて、下^お着^{したぎ}やスポー^つーツ^つブラ^つを付^つけます。)

☆寒^{さむ}い時^じ期^きなどで、学^が校^{こう}の指^し定^{てい}の長^{なが}そ^{たい}で体^{ふく}そ^{ふく}う^き服^きがな^{とき}い時^{はん}などは、半^{はん}そ^{たい}で体^{ふく}そ^{ふく}う^き服^きの^{うえ}上^{うえ}に、フ^ふード^{ード}やチャ^{ちや}ック^くのつ^{たい}い^いて^いい^いな^いい^い体^{たい}育^{いく}用^{よう}の服^{ふく}を持^もっ^てて^きて着^きます。

☆授^{じゅ}業^{ぎよう}が終^おわ^きつたら、着^きがえ^えます。

☆体^{たい}操^{そう}服^{ふく}を忘^{わす}れた^{とき}、体^{たい}育^{いく}は^{けん}見^{がく}学^{がく}です。

5 休^{やす}み^{じかん}時^{やくそく}間^{かん}についての約束

☆授^{じゅ}業^{ぎよう}が始^はまる^まま^まで^まには、授^{じゅ}業^{ぎよう}の準^{じゅん}備^びを^{すわ}し^て、座^{すわ}っ^て待^まち^ます。

☆5分^{ふん}休^{やす}み^{じかん}は、教^{きやう}室^{しつ}移^い動^{どう}やトイ^いレ^れに^{あそ}行^いく^{じかん}時^{じかん}間^{かん}で、遊^{あそ}び^{じかん}の^{じかん}時^{じかん}間^{かん}では^ああ^りま^せん。

6 特^{とく}別^{べつ}教^{きやう}室^{しつ}の入^{にゅう}室^{しつ}についての約束

☆休^{やす}み^{じかん}時^は間^{かん}に^{はい}は^いり^ませ^ん。

☆授^{じゅ}業^{ぎよう}中^{ちゆう}の教^{きやう}室^{しつ}移^い動^{どう}は^{なら}並^{なら}ん^でし^ます。

7 ろ^ほう^{こう}か^{やくそく}の歩^ほ行^{こう}についての約束

☆ろ^ほう^{こう}か^{やくそく}やオ^おー^おプ^おンス^おペ^おース^おス^おペ^おース^おでは歩^ほ行^{こう}の^はじ^まな^るよ^うな^こと^はし^ませ^ん。

☆右^{みぎ}側^{がわ}歩^ほ行^{こう}を^はし^ます。^は走^はり^ませ^ん。

☆オ^おー^おプ^おンス^おペ^おース^おでボ^あー^あル^あ遊^{あそ}び^{あそ}や^あな^あわ^あと^あび^あは^しま^せん。

☆授^{じゅ}業^{ぎよう}中^{ちゆう}にろ^ろう^ろか^ろやオ^おー^おプ^おンス^おペ^おース^おで大^おき^おな^お声^{こえ}を^だし^だしたり、さ^さわ^さい^さだ^りし^ませ^ん。

8 休^{やす}み^{じかん}時^{やくそく}間^{かん}にお^{たい}ける^い体^{たい}育^{いく}館^{かん}の使^し用^{よう}についての約束

☆休^{やす}み^{じかん}時^は間^{かん}に^{てん}候^{こう}に^かか^かわ^わら^らず^ず体^{たい}育^{いく}館^{かん}が^{つか}使^{つか}え^えま^す。み^みん^みな^なで^あゆ^あず^ずり^あっ^てて^{つか}使^{つか}い^ます。

☆中^な庭^{かにわ}か^ら体^{たい}育^{いく}館^{かん}へ^での^い出^で入^いり^はし^ませ^ん。

☆使^{つか}っ^た道^{どう}具^ぐは、借^かり^ひた^と人^{ひと}が^せ責^{せき}任^{にん}を^{かえ}も^もっ^てて^返し^ます。

9 中^な庭^{かにわ}の利^り用^{よう}についての約束

☆中^な庭^{かにわ}は、上^うぐ^あつ^あで^あ遊^{あそ}べ^ます。

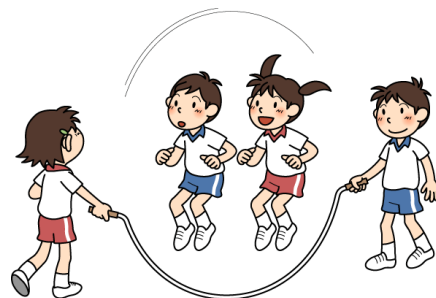
☆雨^{あめ}や雪^{ゆき}の時^{とき}などぬ^ぬれ^れて^てい^いる^{とき}時^{とき}は、中^な庭^{かにわ}で^{あそ}遊^{あそ}べ^ませ^ん。

☆中^な庭^{かにわ}ではボ^あー^あル^あ遊^{あそ}び^{あそ}を^しま^せん。

☆あ^あぶ^あな^あい^いの^ぜで^ぜ絶^ぜ対^{たい}に^は走^はり^ま回^{まわ}り^ませ^ん。

☆お^おに^おご^おっ^こは、し^しま^ませ^ん。

☆な^なわ^なと^あび^あや^あ大^あな^あわ^あ遊^{あそ}び^{あそ}は^でき^ます。



10 保健室の利用についての約束

☆病気やけがで、保健室に行く時は、担任の先生に伝えてから行きます。本人とつきそいの一人一人までです。そろそろついて行きません。

☆保健室に入る時は、学年、名前、用事を先生に伝えます。



11 そうじについての約束

☆そうじの仕方を守ってそうじをします。

☆そうじの始まりは1時20分です。そうじの終わりは1時35分です。そうじの終わりのチャイムが鳴るまでは、そうじ場所をはなれずに、いっしょうけんめいにそうじをします。

☆使ったそうじ用具は、元の場所に片付けます。

ほうきは、必ずフックにかけます。フックがない時は、さかさにむけておきます。

☆そうじ場所の境界線あたりは、おたがいに重なるようにそうじをします。

☆そうじ用具は、ていねいに使います。

☆そうじ用具が足りない場合やこわれた場合は、担任の先生に伝え、職員室まで連絡してもらってください。



12 用具の使用についての約束

☆机など学校のものに落書きをしません。

・学校のはみんなのものなので、大切にすることが大切です。

☆カギを使うときは、職員室の先生にしっかり話します。責任をもって返します。

・「〇年生ですが、（ ）で使うので、〇〇のカギを借りに来ました。

・「〇年生です。〇〇のカギを返しに来ました。」

・先生からの返事があるまで職員室に入りません。

☆遊び道具（ボールなど）は責任をもって返します。

・後片付けや返し方が悪い場合は、使えなくなることがあります。

・使えなくなってしまった時は、学級で話し合いをもった後、その反省によっては、使えるようになる場合があります。

・各学年にサッカーボールやドッジボールが自由に使えるように貸し出します。ほかの学年のボールを使いたい時は、使用したい学年の先生に

聞いてください。ボールには学年の名前が書いてあります。

・校舎の近くでボールは使いません。特にボールを返す時に、ボールをけりながら返したり、使用マナーが悪かったりした場合や昇降口付近をめがけてボールをけた場合等は、ボールの使用ができなくなります。

☆トイレのスリッパをそろえます。

・みんなが気持ちよくトイレを使えるようにきちんとそろえてぬぎます。

1 3 給食の時間についての約束

☆給食の準備は12時15分からはじめます。

☆全員が、三角巾とマスクを着けます。1年生は、学校の給食エプロンを使います。2～6年生は、自分のエプロンを使って配膳をします。

☆給食当番が準備している間は、三角巾とマスクをして、自分の席に座り静かに待ちます。

☆12時55分までは、給食の時間です。教室から出ません。

歯みがきは、かまいません。しっかり歯みがきをしましょう。

☆給食終了の時刻までに食べ終わるようにしましょう。

☆給食の準備手順や後片付け・残飯の片付けについては先生の言われることを守ります。

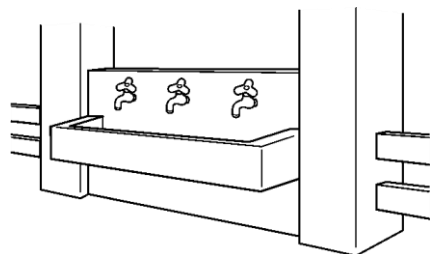
1 4 手洗い場についての約束

☆手洗い場はいつもきれいにします。

☆筆を洗うときには、洗ざいや石けんを使いません。

☆習字や図工（絵の具）などの後、手洗い場を使った場合は、手洗い場だけでなく、床にこぼれた水なども、きれいにふき取ります。使った学級が責任をもってそうじをします。

☆使った後のバケツの水は低い方の場所に捨てます。手洗い場には捨てません。捨てた後、もう一度水を流して、汚れが残らないようにします。



1 5 職員室・印刷室に入るときの約束

☆先生に用事がある時は「〇年の〇〇です。△△

先生、お願いします。」と言い、入り口で待つ。（中に入らない）

☆印刷室に入るときは職員室に声をかけてから入る。印刷室から職員室に入らない。片付けもする。